# 令和3年度 第5回

新宿区情報公開·個人情報保護審議会会議録 令和3年10月21日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】それでは、出席予定が全員そろったようですので、ただいまより令和3年度第5回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】皆様、本日もどうぞよろしくお願いいたします。事前にお送りをいたしました資料でございますが、資料20から資料24の4点、また、「情報セキュリティアドバイザー意見一覧」を同封させていただいております。それから本日、机上配付といたしまして、資料20に関する追加資料、A4の1枚になりますけれども、こちらを机の上に置かせていただいております。当日の配付が発生しまして申し訳ございませんでした。それぞれの案件の説明をする際に使用する資料を、各説明者から確認させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長、よろしくお願いします。

【会 長】それでは議題に入り、審議を進めてまいります。説明される方は資料を読み上げるのではなくて要点を説明していただいて、必要に応じて補足を加えるようにお願いいたします。

それではまず、資料 2 0 「電子マネー決済を活用した電子マネー納付の導入に伴う納付サービス提供事業者との外部結合等について」であります。

それでは、説明者は資料を確認の上、ご説明をお願いいたします。

【医療保険年金課長】それでは、説明させていただきます。医療保険年金課長でございます。まず、使用いたします資料ですが、資料 20でございます。また、A4 カラー刷りの資料 20 -1 でございます。その後ろにあります参考資料、参考 20-1 から 20-5 でございます。それでは、説明に入らせていただきます。件名については、今、ご紹介いただいたとおりでございます。

まず資料20の一番上のところでございますが、「条例の根拠」については記載のとおりで、 諮問事項と報告事項でございます。詳細については後ほどご説明いたします。

それでは、1枚めくっていただきまして資料20の2ページでございます。まず、改めまして「事業名」でございます。「電子マネー決済を活用した電子マネー納付の導入について」でございます。「担当課」は記載のとおり、税務課と医療保険年金課、介護保険課でございます。まず、統括的なところを医療保険年金課長からご説明申し上げます。

続きまして、「目的」でございます。特別区民税等の税金、あるいは保険料等についての納付手段として電子マネーでの納付方法を新たに導入することで、区民の納付機会の拡充と利便性を図るというものでございます。

「対象者」でございます。こちらは税金や保険料の納付義務者ということになります。

「事業内容」でございます。モバイルレジという仕組みでの納付、また Pay - easy (ペイジー)による納付、これまでも対応しているところでございますが、今回、それに加えて新たに電子マネーでの納付を追加するということで、区民の納付機会の拡充を図っていくというものでございます。

電子マネー以外の既に導入していますキャッシュレス決済等につきましては、既に審議会で もご了承済みのものでございます。

本件につきましては、令和4年度からの導入に当たりまして、区のシステム改修を本年11 月から開始する必要があるため、本審議会に付議するものでございます。

「本審議会への付議内容」でございますが、こちら3点ございます。まずは納付サービス提供事業者との外部結合でございます。また、2つ目としては、収納データの作成等の業務委託ということでございます。3つ目につきましては、税務システムや国保システムの改修についてということでございます。

これらによります「納付見込件数」、年間ですが、こちらは記載のとおりでございます。

個人情報の流れについては、資料 20-1 でございます。こちらで簡単に情報の流れをご説明したいと思います。カラーになっています横の資料 20-1 をご覧ください。

まず、納付義務者の方が、区から送りました納付書にありますバーコードを読み取ります。 バーコードには収納情報ですとか、金額、どこの支払先という情報が付加されているものでご ざいます。こちらの情報が、各自のスマートフォンからインターネット回線でそれぞれの電子 マネー事業者のほうに行きます。バーコード情報を読み取り、電子マネー事業者とのやり取り の中で利用の確認ですとか、その他の同意等をした上で利用するということになります。ここ で支払いとなりますと、その電子マネー事業者5社から、まずデータ連携事業者、こういった 公的な料金の収納を、一般的に民間で商取引されているこういった電子マネー事業者から、専門的に公共的なもののデータ変換を主にするような事業者になりますが、こちらのデータ連携 事業者によって暗号化されたインターネット回線で情報が送られることになります。

データ連携事業者のほうから、今度は専用線を通じて納付サービス事業者、現在もこういったキャッシュレス決済について使っていますNTTデータになりますが、こちらのシステムのほうに専用線で送られることになります。

それ以降の流れにつきましては、これまでもやっておりますモバイルレジ・モバイルクレジットと同様の流れで、その情報が行政専用のLGWAN回線を通じて区役所に来ます。それぞれそのデータを税務課、医療保険年金課(国保)、介護保険に仕分けして、この情報が流れると同時にお金も同じルートを通じて実際に決済されるという流れでございます。

それでは、資料20にお戻りいただきまして、今回の諮問事項等についてそれぞれ申し上げます。

まず、最初に諮問事項となります。こちらは先ほど言いました納付サービス提供事業者との 外部結合についてということでございます。「登録業務の名称」は記載のとおりでございます。 「結合される情報項目」も記載のとおりでございます。

今回、「結合の相手方」となりますのは、納付サービス提供事業者となりまして、こちらは株式会社NTTデータになる予定でございます。これは既に今、区でやっていますモバイルレジもこちらの事業者とやっておりますので、今回、全く同じルートを使いますので、こちらの事業者となる予定でございます。

「結合する理由」でございます。電子マネー事業者がそれぞれスマートフォンから受け付けた情報を受理して、その情報がデータ連携事業者に流れて、データ連携事業者が収納できる形にデータを変換する形で納付サービス事業者に行きます。その納付サービス事業者と、区で外部結合が必要となります。

「結合の形態」でございますが、LGWAN回線、専用線を使った専用端末によるデータ受信となります。

開始時期でございますが、税務課と介護保険課については4月から、医療保険年金課の国民 健康保険については6月からということで予定しているものでございます。

「情報保護対策」でございます。「運用上の対策」として、通常こういったもので、基本的 に同じ対策である、外部結合に当たっては区の個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシ 一等、こちらに基づいた個人情報保護措置を講ずること。また、職員に対する指導。あと、必 要に応じて納付サービス提供事業者の立入調査を行うというものでございます。

4ページ目をご覧ください。「システム上の対策」でございますが、こちらも代表的なものだけ申し上げます。今回、接続するネットワークは専用線とするということです。先ほどのLGWANでございます。また、こちらについては暗号化するということで解読不能でございます。以下、3番から9番については記載のとおり、通常、こういったものについては講じている情報セキュリティ対策となります。

続きまして、報告事項になりますが、収納データの作成等の業務委託についてでございます。 登録業務の名称は先ほどと同様でございます。

「委託先」が3カ所になります。まず、電子マネー事業者。こちらは5社になります。続いてデータ連携事業者でございます。先ほどの枠内のところでございます。3番目が、今、ご説明申し上げたところになりますが、納付サービス提供事業者でございます。

今回の情報項目については記載のとおりでございます。なお、電子マネー事業者は、このうちの下線部分、ここのところのみが取り扱うものということになるものでございます。

「処理させる情報項目の記録媒体」は電磁的媒体でございます。

「委託理由」でございますが、先ほどの個人情報の流れの図でもご説明申し上げていますが、こういった形で関係する三者と区の四者、同レベルで今回のこういった電子マネー決済を実現するために関係しているものでございますので、これらの事業者と四者契約を結ぶ形で実施して委託するものでございます。

なお、このうち電子マネー事業者は実際に納付される方と様々なアプリケーションを通じて電子決済の情報を一番最初に入力する、そういった事業を受け持つところでございます。 2番目のデータ連携事業者は、その電子マネー事業者から行政のほうで使っています納付サービスへのデータ変換、併せてお金についても送金情報が流れますが、その中間で変換作業をするというものでございます。 3番目の納付サービス提供事業者については、最終的に来た情報を区に専用線を通じて収納する、そのための業務委託ということになります。

続きまして、次のページでございます。なお書き以降の、一番最初の四角です。先ほど申し上げましたが、今回はこの四者で、四者契約という形で業務委託をすることになります。

続きまして、「委託の内容」でございます。こちらも先ほどの情報提供の流れと今、ご説明 したとおりのものでございます。この3つの機関に様々委託することで今回の電子マネーの収 納が実現するということになります。

「委託の開始時期」は令和4年4月1日からでございます。

「委託にあたり区が行う情報保護対策」でございますが、区が行うものとして、記載のとおりですが代表的なものとして、「運用上の対策」で今回契約に当たりまして、本紙につけておりますが、「特記事項(別紙)」を付すとともに、こちらの資料の次に記載してございますが、セキュリティポリシー、また個人情報保護条例の遵守義務を付すものでございます。

また、こちらは情報セキュリティアドバイザーからの助言を受けて今回記載しているもので ございますが、各社の規約を確認し、本業務に関係あるものについては、電子マネー納付を行 う場合に、各社の利用規約を確認し、同意の上、手続を行うよう区のホームページ等で周知す るということを区のほうで行っていくものでございます。

なお、こちらの参考資料としまして、各社の利用規約を取りまとめたものを先ほどの参考 20-1 から 20-5 で本日添付しております。こちらのほうは後ほどご覧いただければと思っております。

また、今回の情報の削除ですが、「委託にあたり区が行う情報保護対策」の一番最後にある ところですが、「専用端末に一時保存したデータは、システム登録後削除する」ということを するものでございます。

続きまして、受託事業者に行わせるものにつきましては、基本的に先ほどの諮問事項とほぼ同じ内容でございますが、簡単にご紹介いたします。7ページ目に書いてございますが、「運用上の対策」として、「取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる」という事項。また、「取り扱った個人情報は、定められた期日に消去させ、区に報告させる」というものでございます。以下につきましては、外部結合とほぼ同じ内容でございますので、説明については省略させていただきます。

続きまして、電算開発について説明させていただきます。ここで説明者がかわります。よろ しくお願いいたします。

【税務課長】税務課長の髙橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

10ページをお開きください。電子マネー納付の導入に伴う税務ホストシステムの改修についてご説明させていただきます。

まず、「保有課」、それから「登録業務の名称」につきましては、これまで出てきたとおりで すのでご覧いただければと思います。

情報項目についてでございますが、「個人の範囲」、それから、「記録項目」及び「記録する コンピュータ」、こちらは記載のとおりでございまして、表中にも書いてございますが、太字 ゴシック(下線)で示しているものが、今回の導入により追加される情報項目でございます。 追加の理由でございますが、電子マネー決済により納付された各税目の決済種別、これを記録することが必要でございまして、納付情報を適正に管理するために改修が必要であるといった理由でございます。

追加の内容につきましては、電子マネー収納データが既存のコンビニ収納、既に行っている ものでございますが、こちらのデータに記録されまして、小売業の企業コードにより収納手段 の種類を識別するものでございます。こういったことから識別した電子マネーの件数及び金額 を確認するためにこういった情報項目を追加して、情報を取得して管理するというものでござ います。

税務ホストシステムにつきましては、ご承知のとおり区が独自に開発、運営しているものでございまして、令和4年4月の運用開始に向けまして本件でご承認いただけましたら、11月よりシステムの改修、それから検証を行ってまいりたいと考えているものでございます。

私からは以上でございます。

【医療保険年金課長】説明者がまた戻りまして医療保険年金課長でございます。続きまして、 諮問事項となります。市町村事務処理標準システムの改修についてでございます。資料の11 ページになります。

こちらは国民健康保険の処理するシステムで、今回の電子マネー決済が加わることによりまして、一部システムの簡易な修正が発生するもので、今回諮問事項として諮問するものでございます。

11ページ、「記録される情報項目」のところでございます。現在登録されている記録項目 でございますが、この中で今、太字になって下線が引いてある「納付区分」、こちらに新たな コードを追加する改修でございます。

「記録するコンピュータ」は、市町村の処理標準システム、以下「標準システム」といいますが、国が中心となって、一律に提供されている国民健康保険の処理システムでございます。

1ページめくっていただきまして、基本的にデータの流れ等は同様でございますが、修正となる部分は、これまで使っている情報項目の一部、そちらにこういった電子マネーから収納したということが分かるように、記録できるようにコードを追加するという修正作業でございます。

時期でございますが、このシステムアップグレードが令和4年2月にリリースされるという ことでございます。それ以降、動作の検証等行われまして、実際の運用は令和4年6月からと いうことで進めているものでございます。 説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会 長】では、事務局のほうからセキュリティアドバイザーのご意見を。

【区政情報課長】恐れ入ります、「情報セキュリティアドバイザー意見一覧」をご覧ください。 アドバイザーからは、電子マネー決済事業者のデータ利用等について助言が出されました。電 子マネー決済事業者が納付に関連する業務、これ以外で決済データを利用することがあるかど うか、確認すること。納付に関連する業務以外で利用する場合には、本人、利用者への周知を 行うことという助言がなされました。

それを受けまして、先ほど担当課長からの説明の中にもございましたけれども、各社の利用 規約を確認し、本業務に関連しないものも一部あったため、区のホームページ等で電子マネー 納付を行う場合には、各社の利用規約をしっかり確認し、同意の上、手続を行うよう区民の方 にはしっかり周知するという対応をとるということで、回答をいただいております。

以上でございます。

【会 長】それでは、本件についてご質問かご意見ありましたら、どうぞ。

【木もと委員】今回、電子マネー決済ということですけれども、先行自治体等々もあるのかな と思うところですが、そのようなところがあるのか、また、その中で、個人情報関連で事故 等々の件数等掌握しているところがあれば、教えていただければと思います。

【会 長】発言するときは3名の誰かが分かるように役職を言って、はっきりしてからご発言ください。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長です。導入の事例でございますが、税務、国保、介護、それぞれでかなり違うのですが、国保のほうで申し上げますと、LINEPayが16区、Payが16区、d払いが3区、auPAYが4区、J-coinが2区ということでそれぞれ事業者によってかなりばらつきがありますが、かなり半数以上こういった電子マネーの、最近導入された電子マネーがかなりのところで税務も介護もほぼ同じような状況ですけれども、導入されているところでございます。

【税務課長】税務課長です。税務におきましても、正確な数が出ないのですが、例えばLINEPayだったら14区で、PayPayだったら15区ということで、大分周辺区でも導入が進んでいるところでございます。特段こういった個人情報に関する事故等、報告としてこちらでは認識していないところでございます。その一方で、利用者の方から非常に好評であるといったところは把握しているところでございます。

【介護保険課長】介護保険課長です。介護のほうは、税務や国保に比べれば少し少ないのです

けれども、LINEPayが7区、PayPayが8区、d払い、auPAY、J-coin Payがそれぞれ1区という状況を把握しております。事故等の情報は把握していないところ でございます。

【木もと委員】分かりました。多くの区で導入された上で、個人情報の大きな事故等々はないとよく分かりました。その上で、セキュリティアドバイザーのほうからありますけれども、各社の規約の中で当事業に関連しない情報収集等々あるということで、ホームページ等で周知をするということになっておりますが、この「等」にもしかすると入るのかもしれないのですけれども、導入時にそのようなことがあるとか、また、納付書を配付する際に他のお知らせ文書等々も配付するのかなと思うのですけれども、そういうところでの、この件に関する記載等々も必要だと思いますけれども、そのあたり、どのようになっているのか教えてください。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長です。既にこういった電子マネー決済につきましては、 モバイルレジ等を行っておりますので、それほど詳細に、納付書等に記載することは難しいの ですが、必ずこういったサービスを利用する際には、利用規約等また内容をよく確認の上、ご 利用するということでお願いしているものでございます。

あと、規約に、今回特に導入するものというのは、こういった公金の納入以外にも通常使われているものの中でございますので、利用者の方にはその辺よく理解の上でご利用いただくことが重要かと思いますので、そのあたりも様々なところで周知していければと思っているところでございます。

【木もと委員】分かりました。よろしくお願いいたします。

【会 長】ほかにご質問かご意見。

【越智委員】今のに関連するところなのですけれども、情報セキュリティアドバイザーさんの意見で、利用に関するところで、納付に関連する業務や利用する場合、本人に周知を行う。それに対して今、ご発言があったようにホームページでもするということなのですけれども、業務以外で利用する場合で大体想定されるものというのは、もちろん何かトラブルがあったりとか、そういったものは当然しかるべきだと思うのです。一方で、例えば決済事業者の利用規約の整備についてとありますけれども、例えば1ページ目のPayPayさんとかは、サービスの品質改善、それから各種分析調査を実施するために使うのですね。

サービスの品質改善というのは、当然使う人の使い勝手のよさとかになってくるのでいいと 思うのですけれども、各種分析調査とかLINEPayさんとか、auPAYさんの一番下、 利用に関すること、サービスの改善はいいのですけれども、「新サービス等を検討するため」 とありますね。ですので、要はこういった対象者に対して、それこそローンに対してどう思いますかとか、営利目的で活用する可能性というのもなきにしもあらずだと思うのです。ですので、もちろん本人への周知で、本人の責任に従うというのも悪くはないと思うのですけれども、念のため本人だけではなくて、区に対しても周知を行うようにするのかなと思ったのですけれども、そのあたりどうお考えなのでしょうか。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長です。今のお尋ねの内容としまして、こういったそれぞれの決済サービス事業者がこういった調査等を新たにやるときは、その内容を区にも情報提供いただく、そういった趣旨かと思うのですけれども、ある程度様々範囲があると思うのですが、例えば、利用者にとって大きな変更がある場合というのは、今も事業者のほうから情報提供という形で提供されます。基本的にその内容というのは、民間における民民の取引の中で行われることだと、本人同意に基づくものの中なので、ある意味区としてはそれに対していろいろなことを言えないのですが、そういったことを知っておく必要がありますので、そういった情報提供というのは、今でも大きなものについてはご連絡いただいているところでございますし、そのあたりについては本当に詳細なもの全てというわけには多分いかないと思いますが、非常に重要な変更等がある場合、あと重要な個人情報を利用する場合は、当然情報提供等していただけるように契約の段階等で詰めていければと思っております。

#### 【会 長】越智さん、いいですか。

【越智委員】おっしゃるとおり、あくまで国民の義務というか納税という公的な内容なので、 そういった営利的なものが入る余地がないように、最初から業者さんとも話しておかれてもい いと思いますので、よろしくお願いします。

#### 【会 長】伊藤陽平委員。

【伊藤(陽)委員】たまたま私も、実はデジタル関係の事業をやっておりまして、すごくエンジニアとして関係ある分野ではあるのですが、これ結構危ないこともありまして、例えばQRコードは読み取ったらすぐ送れる仕組みに今回なっているのかなと思うのですけれども、これは多分、例えば別の紙が届いたときに、そのQRコードを読んで送る可能性というのは、あるいは個人情報を送ってしまうという可能性があると思うのです。オレオレ詐欺ではないですけれども、特殊詐欺の一種として納付書を偽装したものを、例えば納税者に送ったりとかして、それを読んで送るという可能性は結構あると思っていまして。

この前の店舗でやったPayPayとかのサービスとは全然違うので、PayPayの場合は店舗で、1対1でやっていたりとか、お店の人がいるので、ある程度操作が苦手な方に対し

ても対応できるのですけれども、今回のケースは、誰も見ている人がいないときに、納税とかいるいろな料金を払うということをやるとなると結構危ないと思っていまして、このあたりの対応というのがどうなっているのかというのが1つと。

仮に例えば特殊詐欺だったりとか、犯罪に利用されるようなことがあったときに、処理をどこまで巻き戻せたりとか、警察との連携をどうするのかというところは気になっているので、 そのあたりがお伺いできればと思います。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長です。まず、確かにそういった区のものとかなりそっくりのものが送られて、そのとおりされると支払われてしまうというのは恐らく防げないところでございます。区から行く情報も納付書のみで、そこに書いてある情報を読み取って、そこに載せられているということですので、別のところが書いたものを、もし悪意のある者が送ったときというのは、防ぐのはかなり難しいと思っています。

そういう意味では、正しく区から送られたものであるどうかということを、やはり利用される場合というのは、これは恐らく今でも、金融機関等で支払うほど高度な偽装されたものだったらできてしまうことですけれども、ある意味バーコードだけなので、よりそこは容易ということもありますので、利用者の方にはその部分を一生懸命、今、ご指摘もありましたので、そういった危険性がかなり高いということで、区から送られた真正のものであるということをよく確認して行うようにということは、今のご指摘を受けて、よりそこを強化していくと、運用していく必要があるなと思っているところでございます。

実際、そうなった場合の補償についてなのですけれども、今、具体的にどうなるかというと ころの話は難しいのですが、それぞれの規約の詳細のところに、そういった場合の補償につい てのものがあるようには思うのですが、今、確実に申し上げられないので、そこについては確 認してみたいと思います。

【伊藤(陽)委員】ありがとうございます。これはやっぱり防ぐことはまず無理だと思っていまして、今回、多分PayPayにむしろ慣れてしまって簡単に送れるのだと、本当に便利でやったほうがいいと思うのですけれども、多分そこのリテラシーがないと、そういった詐欺につながってしまう可能性が高いと思っていまして、あるとしたら画面の照合をしっかり、資料を送るなり、ホームページに書くなりして、ちゃんとした画面の証拠みたいなのを確認しながら、それをしていければ、そういったトラブルは起きないと思うのですけれども、適当にただQRだけ読んで、「はい、できました」とか。個人情報を入れてくださいみたいな画面がないのに出てきたりして、分からなくて入れてしまう人は多分普通にいると思うので、そういうこ

とを、例えば「変なことはないですよ」とか、その辺の手順の書類なりマニュアルなりをしっかり整備する必要は必ずあるかなと思っています。

あと、いろいろ被害が出るということも想定して、特に処理を巻き戻せるということだったりとか、警察との連携とか、変なシーンが電子マネーで結構流れてきたりもして巻き戻らないことが、怪しい動きとかも結構関わってきて、いろいろなところと連携しないといけない話にもなってくる可能性もあるので、そこを今から準備しておかないと、今後もこういう案件が、特に今回の案件はQRでぱっと送れてしまうというのは結構危ない。しかもみんなが今、PayPayを使うようになってやるというのは結構危ない話なので、ここはいろいろな事業者と連携して対策を考えていただきたいということを要望して終わりにします。

### 【会 長】ほかにご質問。

【あざみ委員】今、電子マネーの活用というのは相当進んでいるので、こういう流れも当然かなと思う一方で、今、皆さんがご質疑されたような内容を私もどうなのかなと思っていたのです。既にキャッシュレス決済ということでモバイルレジ、Pay-easyをやっていらっしゃいますけれども、資料 20-1 で見ますと、この流れというのは既にPay-easyなどでやっている流れと同じなのでしょうか。それがこの電子マネー事業者というところが今、もう既にやっているPay-easyの事業者と捉えていいのでしょうか。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長です。この資料20-1に照らし合わせますと、今、行っているものは、ここでいうデータ連携事業者と電子マネー事業者が一体となっているイメージです。基本的な流れとしては、利用者がアプリケーションを使って納付情報をバーコードで読み込んで、それを納付サービス事業者に提供して支払われるという仕組みで、これまでやっていたものに入力のチャネルが広がるというイメージでございます。ただ、先行的に行っていたのがコンビニ収納ですとかモバイルレジは大体同じ仕組みで行っているのですが、そこに今回、新しいサービスが付加されて、最終的な区への入り口は一本化されているという、そんなイメージでございます。

【あざみ委員】これまでやっていた中での事故だったり、何かしらのトラブルみたいなのはありませんでしたか。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長です。国保のほうからですが、先ほど伊藤(陽)委員からあったような、そういったなりすましの収納の事例というのはないと認識しております。

【税務課長】税務課長です。税におきましても利用についてのお問合せ等をいただくことはご ざいますが、具体的に事故であるとか被害とか、そういったものについては特段我々のほうで は現状で把握していないところでございます。

【介護保険課長】介護保険課長です。介護保険課も同様に事故というのはございません。

【あざみ委員】これまではなかったということですけれども、電子マネー、今回5社ということで大変幅が広がるなと思いますし、伊藤委員が言ったようなことも起こり得るというか、実際には起こっていることだと思いますので、注意喚起ということはホームページ等とありますけれども、納付書を送る段階で、先ほどどなたかがおっしゃったと思うのですけれども、できる限りのそういった注意喚起を含めたもの、それから規約の中でも業務に関係しない利用の件ですとか、そういうのはやっぱり入れていく必要があるかなと思うのですけれども、さっきそれをおやりになると言っていましたか。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長です。基本的に今でも、利用規約をよく確認の上でご利用くださいということは書いております。ただ、先ほど伊藤(陽)委員から指摘があったような、そういった詐欺が行われる場合というのは、納付書そのものが偽造されて送られる形になりますので、そこに利用を確認くださいと偽サイトにちゃんと書いてあったりしたら、本当に分からないということも起こりますので、恐らく今回電子マネーを使う方は日頃から使い慣れている方で、そういったリスクも恐らくあるというのは認識の上で気をつけながら使われる方が多いと思いますが、ただ一方で、今回この機会に使おうという方もいらっしゃると思いますので、そのあたりの周知、啓発活動というのはこれまで以上に力を入れてやっていく必要があるというのは、非常に思っているところでございます。

【あざみ委員】 今、使っている方たちも気軽さとか便利さというところで使っていて、どこまでリスクをというのは不明な方もいらっしゃいますし、あと、これを機会にという、要するに区が公的にやるということで、ある意味こういうものを使うということは区が認めるというのでしょうか、お墨つきというのでしょうか。それでさらに気軽に今回このアプリを入れようと思う方ももちろんいると思いますので、そこはよく、本当に周知徹底を、注意喚起をしていただきたいということを申し上げておきます。

【会 長】今の点はこの程度にします。ほかに何かご質問かご意見ございますでしょうか。 ないようでしたら、採決をします。特別何かご意見がある場合、諮問事項と報告事項がありますので、分けて採決するかどうか。ご意見、賛成でも、どちらでもいいのですが、特に反対の意見がありましたら今、お聞きしますけれど、ございますでしょうか。

ないようでしたら、それでは諮問事項については承認、報告事項3件につきましては了承と いうことでよろしゅうございますか。 では、本件はそういうことで終了といたします。

【区政情報課長】本日、机上に置かせていただきました追加報告について、併せて担当課長のほうからご説明したいと。

【会 長】では、どちら様かお願いいたします。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長です。先ほどからもお話が出ておりますが、こういったキャッシュレス決済を先行していますモバイルレジ及びモバイルクレジットについて、収納代行をしているNTTデータより、この2つのサービスについての新たなサービスを追加する話があり、本日ご報告させていただきます。本日配付している資料に記載の内容でございます。こちらは、もう既に令和3年9月24日から付加されているものでございます。では、机上配付の資料をご覧くださいませ。

お知らせがございましたのが、これまでモバイルレジ、モバイルクレジットサービスを利用したときに、記書きの上に書いてありますが、利用者と収納代行者の間の同意に基づくものであり、本審議会の付議事項に該当するものではないものの、事業の一部との考えから報告するものでございます。

概要でございますが、利用者がモバイルレジ、モバイルクレジットのアプリを利用する際に、メールの通知に同意して設定した場合、その方の支払った内容が自分のメールアドレスに送られるというサービスの追加でございます。機能追加内容の(2)のところでございますが、記載の内容が、これは利用者の方がアプリ上でバーコードを読み取ったときに入って、さらにそこにメールアドレスを入力すると、そのメールアドレスに実際処理された内容が、処理完了時に送られるサービスです。これまでは画面のハードコピーをとっておかないといけないというものがあったと思います。その代わりそれをメールで送ることができる機能の追加ということでございます。

機能の追加は、先ほど申し上げましたように9月24日から既にサービスが始まっています。 「利用者への周知方法」でございますが、今、ご議論ありましたが、利用者の方には十分確認した上で利用するように、ホームページ及びパンフレット等で周知していくものでございます。

ご報告は以上でございます。

【会 長】何かこの点についてご質問かご意見はございますか。なければ、お聞きしたということで、今の説明は終了といたします。

次は資料21「受付番号発券システムにおけるWEB受付番号発券機能の追加等について」

であります。それでは、説明される方は資料を確認の上、ご説明をお願いします。

【医療保険年金課長】引き続きまして医療保険年金課長でございます。では、資料の確認をさせていただきます。まず資料 21 でございます。続きまして、A4 横カラー刷りの資料 21 ー 1 、続きまして A4 縦の資料 21 ー 2 、最後に A4 縦カラー刷りの資料 21 ー 3 となります。よろしいでしょうか。

それでは、説明に移らせていただきます。まずは資料21をご覧ください。件名が「受付番号発券システムにおけるWEB受付番号発券機能の追加等について」でございます。

条例の根拠につきましては記載のとおりとなりまして、今回は諮問と報告の案件ということ でございます。

なお、これからご説明する内容につきましては、戸籍住民課より令和2年度第6回本審議会に付議し、既にご承認いただいている案件の内容と同じ内容であることを申し上げておきます。では、続きまして、資料をおめくりいただきまして2ページ目「事業の概要」をご覧ください。「目的」についてです。令和3年2月より、戸籍住民課、医療保険年金課及び税務課において導入しています受付番号発券機について、このたび行われるバージョンアップに伴いインターネットによる受付番号発券機能、いわゆるWEB受付番号発券機能が追加されました。当課におきましてもこの機能を活用することによりまして、来庁者の滞在時間を短縮し、区民サービス向上と待合スペースの混雑解消を図るということを目的としているものでございます。

次に「対象者」でございます。こちらは医療保険年金課の窓口で資格・喪失などの手続を行う者のうち、WEB発券を希望する者ということになります。

次に「事業内容」でございます。1の「概要」、3の「対象者」については、先ほど述べま したとおりでございます。

受付手順の流れを具体的にご説明させていただきます。まず、現在は医療保険年金課の窓口にいらしていただき、受付番号発券機より券を出力の上、お待ちいただきまして、順番になりましたら窓口からお呼びするものでございます。今回追加された新しい機能のWEB受付番号発券機能を活用することで、今後は次のとおりに変更となります。

お手元の資料21-1をご覧ください。変更点といたしましては、左側、利用者の方が区役所に来る前に自宅あるいは勤務先などの外出先から図中1の受付番号発券機事業者のサイトにアクセスしていただき、返信メールアドレス登録を行うことで、受付番号の発行申請を行うことができます。申請は図中2のとおり、登録者電子メールアドレス宛に受付番号が発券されますので、窓口においでいただかなくても受付ができるというものでございます。

図中3は自分の番号の呼び出し状況をインターネットにより確認することができるというも のでございます。

以下、4から6についてはこれまでの来庁にて発券と同様の流れとなります。

では、資料にお戻りいただきまして、2の「本審議会における付議内容」でございます。説明のとおり1点目は機能の追加ということで、インターネットによる受付番号発券機能を追加するものです。2点目は、受付番号発券システム等の維持管理について、WEB発券を希望する者の電子メールアドレスに受付番号を送信する業務を含む、システム全般の維持管理業務を事業者に実施させるというものでございます。

続きまして3ページをご覧ください。個人情報処理システム開発・変更関係に関わる諮問事項でございます。

「記載される情報項目」ですが、1「個人の範囲」は記載のとおりでございます。2「記録項目」については、電子メールアドレスのみ。3「記録するコンピュータ」については、電磁的記録媒体ということで事業者のサーバになります。このサーバに一時的に記録される電子メールアドレスにつきましては、サービスの利用が終了した翌日には消去され、情報を保有しないものとなります。

こちらの開発変更等の理由・内容については、これまでの説明のとおりでございます。

次に、「開発を委託する場合における個人情報保護対策」ですが、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守はもちろんのこと、別紙「特記事項」により個人情報保護の徹底を行います。また、個人情報の取扱状況について報告させるほか、必要に応じて立入調査を行うなどの対策を徹底いたします。

利用時期ですが、令和3年11月1日の稼働を予定しております。

資料をおめくりいただきまして、4ページ目をご覧ください。業務委託に係る報告事項でございます。システム等の維持管理業務についてですが、委託先は表示灯株式会社でございます。こちらは現在も受付番号発券システムを構築し、維持管理業務を委託している事業者となります。そのほかにつきましては記載のとおりとなりますが、一番下、「受託事業者に行わせる情報保護対策」ということで、「運用上の対策」の1から3につきましては、先ほどご説明しましたとおりでございます。また、「システム上の対策」ですが、まず事業者のサーバにはお知らせの送信に必要となる電子メールアドレスのみを一時記録させ、氏名、住所等の個人情報は記録させない取扱い。また、2では、事業者のサーバには一時記録する電子メールアドレスは暗号化を施し、サービスの利用が終了した翌日には消去させるといった内容を盛り込んでござ

います。

医療保険年金課におけるWEB受付番号発券機能の追加に係る説明は以上でございます。 続きまして、資料21-2、21-3につきましては、戸籍住民課長よりご説明いたします。 【戸籍住民課長】続きまして、「受付番号発券システムに付属するスマホ申請書作成サービスの提供について」ご説明させていただきます。資料21-2をご覧ください。

戸籍住民課では、受付番号発券システムで新たに提供される「スマホ申請書作成サービス」 を導入することにいたしました。これは窓口における申請書の作成時間等の削減を図り、区民 サービスの向上、窓口滞在時間の短縮及び混雑緩和に取り組むものです。

このサービスは民間のサービスを活用するものでありまして、利用者は利用規約を承諾の上、 ご利用いただくものです。そのため本審議会の付議事項に該当しないものでありますが、区の 業務の一部で利用するものであり、区民の皆様に安心してご利用いただくため、個人情報の取 扱いや規約等に関わるセキュリティ対策等を確認いたしましたので、下記のとおりご報告させ ていただくものです。

それでは、本サービスの概要を説明するに当たり資料21-3をご覧いただけますでしょうか。こちらカラーの左上の図からご説明いたします。本サービスを提供される方は、ご自身のスマートフォン等から申請書を作成する新宿区専用のサイトにアクセスします。申請内容をスマートフォン等で入力して、その入力内容をスマートフォン等の内部でQRコードに変換いたします。

次に、利用される方が区役所本庁舎に来庁される際に、1階ロビーに設置される専用機、スマートフォン等で変換したQRコードを読み込ませることにより、そのページを印刷することができるというものでございます。

スマートフォン等の画面イメージは、資料の下の図のとおりとなります。

それでは、資料21-2にまたお戻りください。項番1の(2)でございます。スマートフォン等による申請書作成に対応する業務は、以下、「転入届」「転出届」「転居届」「住民票の写し交付請求書」の4種類でございます。

「サービス開始日」は、先ほど医療保険年金課長からご説明いただいた、WEB受付番号発 券機能の開始と同日の令和3年11月1日からになります。

「サービスを提供する事業者」は下に記載のとおりでございます。

続きまして項番4の「個人情報保護対策の確認について」です。初めにシステム上の対策です。スマートフォン等に入力した申請情報等の個人情報は、スマートフォン内部でQRコード

に変換されますので、事業者のサーバシステムには記録されません。また、申請書等を印刷する際は、専用機に読み込ませた個人情報を印刷完了後に自動消去いたします。

次に運用上の対策です。まず区と事業者との間において、受付番号発券システム等の導入及 び維持管理業務に関する協定を締結し、個人情報保護に関する特記事項を付して個人情報の保 護措置を徹底してまいります。

次に、スマホ申請書作成システムに関する覚書を締結し、当システムに個人情報の保護措置 を徹底しています。

次に、区はスマホ申請書作成サービス利用規約を定め、利用者、区及び事業者に対する責務 や必要事項を明確化し、本規約を承諾した利用者に対してサービスを提供いたします。

次に、事業者が管理する機器には個人情報を保存せず、事業者には個人情報を取り扱いさせません。

最後、受付番号発券システムの導入及び維持管理業務に関する協定については、令和2年度 第6回本審議会にてご了承いただいております。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【会 長】今の2件ですけれども、議題としては、保険年金課だけが議題の対象で、今の戸籍住民課は議題ではないという趣旨なのか。どうしてこの2つが分かれて、違う取扱いになったか説明してもらわないと。

【区政情報課長】本日の議題に挙がっております「受付番号発券システム等におけるWEB受付番号発券機能の追加について」は、本審議会の付議事項になります。これの関連の機能ということで今、戸籍住民課長のほうから報告がございましたけれども、これについては付議事項ではございません。関連の機能ということで本日、同時期にご説明させていただいたという趣旨でございますので、付議の内容については、先ほど医療保険年金課長からご説明したもののみご審議いただきたいと考えています。

【会 長】医療保険年金課のほうは何か区と直接つながりがありそうなのだけれども、戸籍 住民課のやつは民間だけのシステムで動いている。区のシステムと関係ないということ、どう いうことなのですか。

【区政情報課長】関係がないというわけではないのですけれども、区の1階の戸籍住民課の窓口に設置をしている受付番号発券システムの一部の機能に当たります。契約を行って、事業協定をして利用するものではなく、本サービスについては事業者からの提案を受けてのサービス利用ということで、正式な事業協定の内容の外側のサービスということで、切り分けをさせて

いただいたところでございます。

【会 長】どこが違う。どういうふうに考えていったらいいか分からない。戸籍住民課のは、 民間サービスと書いてあるから完全に民間のそういうサービス、こういうのをアプリというか どうか知りませんけれども、そういうものを提供する、一般に売り出していて、今ある発券機 と同じように買ってきて使うだけですよね。医療保険年金課は、新宿区とどこかで何かがつな がっているのかなという感じが、新宿区のデータと何かがつながっているのかなという感じが するけれども、どこが違うのですか。そういう点で言えば。

ご説明ください。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長です。発券のシステムについても、区とデータとは基本的にはつながっておりません。これまで発券システムの順番を、券によって呼び出すための順番をコントロールしているシステムで、区のシステムとは独立して窓口に設置しているもので、ただ、今回それを、これまでは区役所に来てボタンを押して券を受け取っていたものを、自宅でボタンを押して券を受け取れるようなイメージです。自宅でインターネットを通じてそのシステムにアクセスして、自分の順番を自宅にいながら。そうすると、本当は来てから30分、仮に待つのだとしたら、その30分前に家でやっておけば、30分の間に区役所に来ていただいて、順番が来たときには受付ができる。そういった形のサービスでございますので、情報としては区の、別の情報と連動しているものではございません。

ただ、基本的にこれを利用する方は区役所にいらっしゃってサービスを利用する前提で使いますので、こういった形で今回もお諮りしているというところの認識でございます。

【会 長】今のは戸籍住民課も同じだろうと私は思うのですが、私ばかり聞いていてもしようがないので、委員の方からご質問とご意見を受け付けます。どうぞご質問、ご意見ある方はどうぞ。

【伊藤(陽)委員】どっちかというと、QRコードがまたすごく気になったのです。このQRコードを生成して、それがどこかに出ていくという可能性はあるのか。そのQRコードが仮にどこかに出て行った場合に、それを読み取ると個人情報が流出する可能性があると思うのですけれども、その辺の対策、例えばQRコードが出てきたらサーバに保存しないと書いてありましたけれども、すぐ消すというボタンが出るとか、画面に残さないとか、あまり分からないけど、残ったままになってしまったりとか、それをほかの人にとられたりとかという可能性があると思いまして、そのあたりをどう対応されるのですか。

【戸籍住民課長】戸籍住民課長です。このQRコードは、入力してQRコードができましたと。

その画面を閉じると自動消去されるというシステムになっております。また、そのQRコードを画面保存という形にして持っていて、それを区役所に来て、専用の機械にピッとやって、その機械のほうに印刷するために一旦情報が移りますけれども、印刷が完了した時点で、QRコードに入っている個人情報は自動消去されることになりますので、もし仮に個人が画面を保存したということでは個人に削除していただくことになりますけれども、基本的には自動消去されるシステムをとっておりますので、外部に流出することがない対策をとっているところでございます。

【伊藤(陽)委員】ありがとうございます。そういった対策は必要だと思っています。

あと、もう1個気になったのは、プリンターは誰が管理しているかというところで、例えば 勝手にQRコードをプリンターというか機械にかざすと紙が出てくるという仕組みだと、何枚 か間違えて印刷されてしまったというときに持って帰ってしまう人とか、置き忘れてしまう人 とかもよくいると思うのです。コピー機とかも結構そういうことがあると思っているのですけ れども。これは職員の方にQRコードの読み取りというのはやっていただいて、そういった紙 の、複数枚出たやつが持って行かれることは防ぐみたいな対策はとられるのですか。

【戸籍住民課長】戸籍住民課長です。今、考えている1階のフロアアシスタントがいるところに専用機とプリンターを置きます。フロアアシスタントがいる前で申請者がその場で印刷して、受け取ってもらうことにして、置き忘れ等がないようにフロアアシスタントが見ます。受付番号もそこで表示できるようにするということで、漏洩を防ぎたいと考えております。

【伊藤(陽)委員】ありがとうございます。そういった対応がいただければ大丈夫かなと思っています。やっぱりトラブルとかがあったときに、フロアアシスタントの方がすぐにサポートに入ったりとか、置き忘れとかがないようによく見ていただければいいのかなと思ったので、そこはお願いいたします。以上です。

## 【会長】ほかにご質問。

【浦上委員】資料の21-1を拝見しますと、「待ち順番の確認 (希望者のみ)」これがもう既に利用されている、提供しているサービスで、メールアドレスを1回登録してという、ここがもう既に使っている仕組みだと思ってもよろしいでしょうか。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長です。現在は区役所に来て、窓口でボタンを押すとレシートのようなのが出てきて、そこにURLが、そこで初めて出てきて、そこを見ると個人情報関係なくあなたは次、どのぐらいの待ち時間ですよというのが見られる仕組みが現在でございます。今度導入する場合はそうではなくて、自分の入れたメールアドレスのところに、区役

所に来ていない状態で確認できる必要がありますので、そこが機能としては新たに付加される ものです。現在は既に来て、区役所で受け取って、そこで今、何番かなと入れると、ウェブ上 で何番と見られるので、今回はメールアドレスで自分のところに送られてきますので、最初に 入れたメールアドレスのところにその情報が送られてくるということで、区役所の外にいても 順番が分かる、そういう仕組みになっています。

【浦上委員】分かりました。そうすると、今あるものはあくまでメールアドレスではなく、番号で識別して、何番だなというのが分かるだけで、その情報だけなのが、今度新たに電子メールという情報が追加されたということですね。分かりました。ありがとうございます。

【会 長】ほかにご質問とご意見ございますか。

【あざみ委員】今回、新しいウェブのシステムを戸籍住民課と医療保険年金課で導入するわけですよね。それにプラスして、関連報告として戸籍住民課のところは、事前に申請もできると。できるというか書いておくことができるというシステムを乗せることになったということなのですね。そうすると、医療保険年金課の申請書は、戸籍住民課に比べるといろいろ話を聞いたりとかの上で書かなければいけない申請だったりするから、そこにはあまりふさわしくないからそれはやらないよという仕分けというか、そういう感じで捉えていいのでしょうか。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長です。ただいまご指摘のとおりで、なかなか一発ででき上がらない申請書が、記入事項が複雑なので、こういったシステムになじまないということで、取りあえず現在は、導入すると逆に混乱するかなということで、医療保険年金課のほうでは導入しないというところでございます。

【あざみ委員】分かりました。あと、システム上の対策ということでメールアドレスですけれども、翌日には消去するということになっているということなのですけれども、それを区として確認する手段はあるのですか、することになっているのですか。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長です。なかなか1件1件確認することはできませんので、それを確認する仕様になっているということを、確認をもって、確実にその情報が保管されないということを、協定の上でしっかりと確認していくことになります。

【あざみ委員】メールアドレスだけではないのですけれども、そういう契約の仕様をして、これはこういうふうにする、保管してはいけないということを1つ1つあちら側が守るかどうかというところの、逐一チェックというのは、実際のところ難しいことがいっぱいあることはあるのですけれども、そこをこういうデジタルだと本当に確認のしようがないというか、紙べースだったら立ち入りが、抜き打ちでとかというふうに、やりようとしてはありますけれども、

なかなかそこは難しいと。そういう仕様にして、万が一何かあったときには、その時点でこれ に違反していたねとなると思っていないといけないということですかね。

【会 長】むしろ運用上の対策の中に、「職員による立入調査等の監査を行う」という条項があるので、年に何回はおやりになるのでしょうから、「消去の確認をする」にしたらどうですか。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長です。申し上げたとおり1件ずつちゃんとできたかというのは難しいですけれども、ちゃんと消去する仕組みになっているか、そのあたりについては立ち入りの中で十分確認できますので、そういった確認はしていきたいと考えています。

【会 長】ちゃんとやってもらわないと駄目ですよ。消去というのは一番重要な、最後のと ころですから、個人情報の消去というのはここでは神経質にチェックしていますから、何かや りますよという程度では通りませんよ。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長です。今の点につきましては、消去証明書という形で 毎年提出させていただいていますので、そういった形での担保と確認ということで対応してい きたいと思います。

【会 長】ほかにございますでしょうか。

【おぐら委員】今回の発券機については、メールアドレスのみということですので、そのアドレスがどこの誰のアドレスなのかというところまでの情報はないと考えてよろしいでしょうか。 【医療保険年金課長】医療保険年金課長です。ご指摘のとおりでございます。

【おぐら委員】その点は結びつかないということなのですが、反対に先ほどの新規サービスのほうですと、住所、氏名と、どういったものをとりに来るのかというのが、全部情報が入力されるわけですよね。そうすると案外そのほうが、危険性が大きいのではないかという気がするのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

【戸籍住民課長】戸籍住民課長です。入力されたものについては、QRコードに変換するのですけれども、入力されたやり取りは事業者のサーバにはいかないので、QRコードの中でとどまる。ブラウザ上で作成されるというところですので、それが外に漏れるということはないという仕様になってございます。

【おぐら委員】業者のほうでその把握はできないという認識でよろしいわけですね。分かりま した。その確認です。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございませんか。よろしゅうございますか。 それでは、本件は諮問事項1件、発券機能のというかシステムの件、それから報告事項とし て維持管理についての確認、報告事項1件、特別なことがなければ諮問事項については承認、 報告事項については了承ということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

では、本件はそういうことで終了といたします。ご苦労さまでした。

それでは、次は資料22「新宿区学童クラブにおける児童指導業務の委託について(委託先の追加)」です。それでは、説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【子ども家庭支援課長】資料22を用いてご説明申し上げます。資料22、都合6ページまで ございます。それに加えてカラー刷りのもの、資料22-1を用いてこれからご説明をしてい きたいと思います。

それでは、今回の内容、「新宿区学童クラブにおける児童指導業務の委託について(委託先の追加)」という内容でございます。

資料22をお開きいただきまして、2ページをご覧ください。まず学童クラブの事業内容でございます。学童クラブは小学生が放課後を過ごす居場所といたしまして、保護者の就労や疾病等の理由により、家庭に成り代わって小学生のお子さんをお預かりし、放課後の遊びと生活の指導を、児童支援を行う。そういった学童クラブ事業を業務委託で行っているところでございます。このたびこういう方々、児童数が多い地域がございまして、学童クラブを新規に開設するものでございます。

「新規に開設する学童クラブ」でございますが、名称といたしましては記載のとおり「落合第五小学校内学童クラブ」、定員としては20名を予定するところでございます。開設の予定日は令和3年12月1日でございます。

「事業内容」としましては、3番に掲げているような事項でございます。

続いて3ページをご覧いただければと思います。3ページの3つ目の欄ですね「委託先」と書いてある欄でございます。白丸があるところでございますけれども、その下から3番目「株式会社キッズベースキャンプ」の項目のところに、太字で「落合第五小学校内」と追記を今回させていただいてございます。株式会社キッズベースキャンプでございますが、既に区内の幾つかの学童クラブを委託して運営をお願いしているところでございます。

次の欄でございます。「委託に伴い事業者に処理させる情報項目」の下から2つ目のところ、「委託の内容」という欄まで、これらの欄につきましては従来からの変更はございません。

一番下のところでございます。「委託の開始時期及び期限」でございますけれども、学童クラブ事業は単年度の事業委託としてやってございますけれど、今回の落合第五小学校内学童クラブについては、令和3年12月1日から今年度末の令和4年3月31日まで業務委託をする

ところでございます。

続きまして4ページをお開きください。委託に当たりまして区が行う情報保護対策でございます。「運用上の対策」といたしましては、情報セキュリティポリシーでございますとか新宿区の個人情報保護条例の遵守でありますとか、委託先に情報提供をする際は手渡しで行う。それから、区の職員が立入調査を実施する。こういった取組を従来に引き続きさせていただくものでございます。

それから、次の欄でございますけれども、「受託事業者に行わせる情報保護対策」でございますが、こちらにつきましても取扱責任者をきちんと指定すること。それから、情報の保管については施錠できるキャビネット等に保管させる。また、この業務の実施場所以外に個人情報を持ち出さないといったことを徹底させていきたいと思います。

また、委託業務の履行に当たりましては、不要になりました情報については速やかに区に返却させ、パソコン内に保管したものについては消去させる。そういった対策をさせていただきたいと思ってございます。

最後にこのカラー刷りになっている資料でございますけれども、表頭部に赤字で書いてございますけれども、この個人情報の流れそのものについては従来から変更ございません。落合第 五小学校内学童クラブを新たに追加するというところでございます。

雑駁ではございますが、説明は以上です。

【会 長】本件についてご質問かご意見ございましたらどうぞ。特別なことはございませんか。

それでは、本件は報告事項ということですので、了承ということでよろしゅうございますか。 では、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次は資料23「特定健康診査・がん検診未受診者に対する受診勧奨等事業及び勧奨効果等分析業務の委託について(委託及び再委託内容の変更)」でございます。それでは、説明者は資料を確認の上、ご説明ください。

【健康づくり課長】健康づくり課長でございます。よろしくお願いいたします。資料でございますが、資料23になります。14ページまでございます。その後にページ数が振っていないカラー刷りのものが2枚。最後に別紙1、別紙2というつくりになってございます。

それでは説明させていただきます。2ページをご覧いただきたいと思います。「事業名」につきましては、「特定健康診査・がん検診未受診者に対する受診勧奨等事業及び勧奨効果等分析業務委託」ということでございます。「担当課」は健康づくり課になります。

「目的」としましては、特定健康診査及びがん検診の受診率向上及び区民の健康増進のため ということになってございます。

「対象者」につきましては、特定健診、がん検診、こちらに記載のとおりの対象者になります。

「事業内容」でございます。1番の「概要」です。区では特定健康診査の受診率向上のために以下の方法により、上記の対象者に受診勧奨の業務委託を行っております。以下の方法というのが、ポチ3つございます。通知 (ハガキ) の勧奨ですとか、電話勧奨、訪問による勧奨を行ってございます。しかしながら高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行者の増加ですとか、新規の国保加入者の減少ですとか、外国人とか転出入が多いという新宿区の特性もございまして、受診率の向上にはなかなか結びついていないといった現状がございます。

そこで今回、通知 (ハガキ)等による受診勧奨の効果を上げるために、年齢、性別、過去の 受診歴の有無、過去の受診結果の数値等から分析後にグループ分けを行いまして、通知の内容 をグループごとの特性に合わせてお送りさせていただくということを考えてございます。

2番の「委託内容」です。これまでの委託の内容に項番2の(2)の「①対象者の情報項目 を基に分析、グループ分け」というのを追加させていただくというところになります。

それでは、資料の3ページをご覧いただきたいと思います。基本的にゴシックの部分が今回追加となっている部分でございます。上から4つ目の項目の「委託に伴い事業者に処理させる情報項目」で「対象者の分析及びグループ分けに係る情報項目」ということで、今回、資料の一番最後についています別紙1と別紙2をご覧いただければと思います。基本的に別紙1が国保連の特定健診の標準システムから出される資料になりまして、その裏面になっております別紙2は保健指導のデータ項目一覧になります。こちらのデータ項目を見ますと、非常に項目が多い形になっておりますが、ファイルレイアウト上、国保連のシステムから出せる項目を全てここに記載してございますが、個人個人に着目すると全てのデータを持っているかというとそういうわけではございませんで、健診を受けていただいた結果、基本的に過去5年分になります。その過去5年分のデータをお渡しして、業者のほうに分類していただくというのが今回の流れでございます。

資料の3ページにお戻りいただきたいと思います。「委託理由」としましては、ただいま説明したところとかぶりますが、勧奨事業に関する実績を持つ事業者に委託しまして、対象者の分析及びグループ分けを行いまして、対象者に適したアプローチを実施するということです。グループ分け、おおむね5グループに分けるということを現在想定してございます。「委託の

内容」のところにもハガキの勧奨の中に、こういった分析とグループ分けを追加するというと ころでございます。

それでは、続きまして個人情報の流れにつきましてご確認いただきたいと思います。カラー刷りのA4横の資料、2枚ついてございます。「現行」と「令和4年4月から」というものでございます。

現行は、基本的にデータを抽出したものを事業者に渡しまして、それをハガキで印刷していただいて、それを区に納品いただいて発送するという単純な流れになります。電話勧奨とかは別になりますが。

今回、新たにお諮りする「令和4年4月から」の資料の分析のほうをご覧いただければと思います。まず①のところでデータの抽出を行いまして、そのデータの宛名情報を除く先ほどの健診結果過去5年分を含むデータをお渡しします。③のところで対象者のデータ分析、グループ分けをしていただきまして、④グループごとのデータを作成していただきます。そのデータを⑤で区のほうにお戻しいただきまして、戻ってきたデータについて⑥のところで、そこに宛名のデータを区で付与しまして、⑦で発送に必要なデータだけに絞り込んで業者に再びお渡しすると。それで印刷をしてもらって発送するという流れになります。

電話勧奨、訪問勧奨については記載のとおりでございます。

それぞれのセキュリティ対策につきましては、黄色い吹き出しのところで記載のとおりでご ざいます。

雑駁ではございますが、説明としては以上でございます。

【会 長】本件についてご質問かご意見はありますか。

【木もと委員】確認なのですけれども、資料23-2のところ、対象者データについて、これ は宛名情報を除くというところですけれども、いわゆるいろいろな保健データのみで、例えば 名前、宛名情報を除くの宛名はどこまで入るのか。それを分けて突合しないと誰だか分からな いという感じですよね。新宿区に残るものがどの程度のものなのか、もう少し詳しく教えてい ただければと思います。

【健康づくり課長】宛名情報を除く、資料23-2の②のご質問かと思います。こちらでお渡しするデータというのは、先ほどご説明しました別紙1と別紙2の項目になります。例えば別紙1をご覧いただければと思うのですけれども、こちらには住民番号を含んだデータになっています。住民番号がキーになりますので、住民番号を含んだデータにはなっておりますが、郵便番号、住所、肩書、そういった宛名に関する情報は入ってございません。健診結果なり行動

履歴に基づきまして分析をしてもらって、要はここのデータにグループデータを追加してもらって返していただくようなイメージになります。それがここの資料でいうところの⑤になります。

次の⑦、区から宛名情報を渡すといったときは、発送のために必要な情報ですね。郵便番号、住所、肩書、氏名、そして問合せのための整理番号というのは付番するのですけれども、そういった項目だけになりますので、先に渡したセンシティブな情報とは結びつかない形になるということでございます。

【木もと委員】もう1点、資料23の4ページ、「受託事業者に行わせる情報保護対策」についてなのですけれども、「運用上の対策」として、業務委託終了後、このデータ等々の消去になっているところですけれども、この業務委託終了後というのは、勧奨がどの時点でこれが委託終了後になるのかというところを確認させてください。例えば電話、訪問勧奨等々になるのかなと思うのですけれども、それが会えた時点、期限で切るのか、どのところがこの業務委託終了を想定されているのか教えていただければ。

【健康づくり課長】委託の期間は令和5年1月31日までを想定してございますので、その委託の期間終了後ということになります。

【木もと委員】分かりました。ありがとうございます。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。 では、本件は了承ということで終了いたします。

それでは、資料24「特定保健指導及び非肥満保健指導対象者の利用券等の発送に係る封入 封緘業務等の委託について(委託内容の変更)」であります。それでは、説明される方は資料 を確認の上、ご説明ください。

【健康づくり課長】引き続き健康づくり課長でございます。よろしくお願いします。資料につきましては、今回1ページ目から6ページ目までの資料と、カラー刷りの資料が2枚。A4のものが2枚という形になってございます。

それでは、説明させていただきますが、その前に資料の訂正が1点ございます。資料の3ページをご覧いただきたいと思います。上から5つ目の項目です。「処理させる情報項目の記録媒体」、現在「紙」だけになっているかと思いますが、ここが紙だけではなくて「紙及び電磁的媒体(DVD-R等)」というのが、今回お諮りする趣旨の部分でございますので、「及び電磁的媒体(DVD-R等)」を追加していただくようお詫びして、訂正いたします。

それでは、資料の説明に入りたいと思います。資料の2ページをご覧いただきたいと思います。「事業名」としましては特定保健指導及び非肥満保健指導ということで、「担当課」は健康づくり課になります。

「事業概要」でございます。区では特定健康診査の結果に基づきまして、生活習慣の改善及び生活習慣病予防のために特定保健指導及び非肥満の保健指導を行っておりますが、その勧奨と医療機関への受診勧奨をするに当たりまして、受診勧奨通知の封入封緘業務というのを委託してございます。これは既に平成25年度のときに本審議会にお諮りしてご了承いただいているところでございます。

今回、新たな項目としましては、通知の封入封緘業務だけではなくて、技術的なノウハウを備えた専門業者に印字の業務も委託することによりまして、より正確かつ効率的に行うことが可能となるため、印字も含めた業務委託に変更したいということをお諮りしたいというものでございます。

2番の「封入封緘対象物」は記載のとおりでございまして、3番の「見込数」につきましては、トータルで4,000件になりますが、それぞれ4つのグループに件数が分かれております。

資料の3ページに移りたいと思います。先ほど追加していただきました、訂正していただきました「処理させる情報項目の記録媒体」につきましては、紙及び電磁的媒体(DVD-R等)となります。

「委託理由」としましては、通知の封入封緘業務だけではなくて、技術的なノウハウを備えた専門業者にも委託するということで先ほどと重なる部分です。要するにデータ渡しをすることによりまして、手作業で封入封緘をするということではなくて、帳票の管理も含めて業者のほうに委託をお願いすると、そういうことで誤封入とかのリスク、実際誤封入が起きたわけではないのですけれども、そういったリスクを軽減させたいというのが今回の趣旨でございます。

それでは、データの流れのほうをご覧いただきたいと思います。こちらも現行の流れと新たにお諮りする流れの2枚になっております。現行の流れのところをご覧いただきますと①のところで、対象者のデータを区のほうで印字しまして、その印字したものを②で業者に渡して、③で封入封緘をしてもらって、区に納品いただくという、単純に封入封緘だけの、手作業でやっていただくだけの委託ということになってございました。

今回、新たにお諮りする2枚目のカラー刷りでございます。区で印字をするのではなく、区ではデータでDVD-R等に落とし込みまして、そのデータを委託先にお渡しすると。委託先

のPCにつきましては、外部とは接続されていない環境を想定してございます。業者のほうで 利用券及び健康診査結果の印字をしていただきまして、業者のほうで封入封緘もしていただく。 それをまた区のほうに戻していただいて、確認。こちらは資格を失った方の引き抜き等をした 上で発送するということになりますので、データ渡しという項目が減るということです。

資料が行ったり来たりで申し訳ございません。今回、データを渡すことによりまして新たに追加するところでございますが、資料24の3ページ目の下から2番目の項目です。「委託にあたり区が行う情報保護対策」ということで、「システム上の対策」です。委託に当たり提供する情報は暗号化し、パスワードは事前に受託事業者に提供するとか、4ページ目を見ていただいて、項目4番です。区から提供された電磁的媒体(DVD-R等)及び個人情報が記載された紙媒体は施錠できる金庫またはキャビネット等に保管させるとか、10番、業務委託後の電子データは消去させる。データ媒体、パスワード通知書は返却させ、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる、そういった対策。また、「システム上の対策」としては、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏洩がないようインターネットから分離するなどの保護対策を講じさせるといった対策をとるということでございます。

雑駁ではございますが、説明としては以上でございます。

【会 長】本件についてご質問かご意見はございますでしょうか。

【伊藤(陽)委員】ちょっと気になったのは手渡しをどうやるかということで、結構封入封緘 するケースが多いかなという気もしたのですけれども、これはどういう形でやるのですか。

【健康づくり課長】手渡しなのですけれども、業者のほうで鍵つきのケースに入れていただいて、それを納品いただくという形になります。

【伊藤(陽)委員】ありがとうございます。あまりそういうことを聞いてもいいのか分からないですけれども、移動するときとかも結構安全にできるような感じなのですか。

【健康づくり課長】車による運搬になりますので、基本的にその業者から区のほうにダイレクトに来るだけですので、そこでの漏洩等は発生しないという形になってございます。

【会 長】よろしゅうございますか。ほかにご質問かご意見はありますでしょうか。 ないようでしたら、本件も報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。 本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

予定された議題の審議は一応終わったと思います。事務局のほうで何かございますでしょうか。

【区政情報課長】本日、本来お諮りをしなければいけない内容で、保健所のほうから次回付議

をする内容の報告が挙がってきたのですけれども、新型コロナの対応の業務になりますが、8 月の第5波において、保健所で行うコロナの自宅で療養されている方の健康観察の業務がございますが、それを保健所の保健師のみで対応ができなかったということがあって、区内の訪問看護ステーション事業者に業務委託を行って対応をしてまいりました。今は感染者が減って対応は保健所のほうで行っているところなのですけれども、業務委託については8月から業務委託を緊急で対応したということでございます。

本来、個人情報を取り扱わせる業務委託については、事前にこちらにお諮りすることになってございますけれども、報告が間に合わなかったということで、保健所のほうからお詫びと報告がありました。次回、11月の審議会で報告したいということで、代わりに今、事務局のほうでご報告しましたけれども、改めてご報告とお詫びが保健所のほうからあるということでございます。申し訳ございませんでした。

【会長】その件はそれでよろしいかと思います。

一応、予定の議題は終わりましたけれども、何か審議会についてご意見ないし何でもいいのですが、質問でもご意見でもいいのですが、何かご発言はありましたらどうぞ。よろしいですか。

ないようでしたら、以上をもちまして第5回の審議会を閉会といたします。長時間にわたり ご協力ありがとうございました。

【区政情報課長】事務局から事務連絡です。次回の日にちですが、11月11日木曜日、午後2時から、同じくこちらの大会議室で予定しております。よろしくお願いいたします。以上です。

午後3時36分閉会